川崎市副市長事務分担規則及び川崎市長の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和　８　年１０月１９日

川崎市長　福　田　紀　彦

川崎市規則第７５号

川崎市副市長事務分担規則及び川崎市長の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

（川崎市副市長事務分担規則の一部改正）

第１条　川崎市副市長事務分担規則（平成１５年川崎市規則第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表を次のように改める。

副市長	分　担　事　務
三田村副市長	健康福祉局、こども未来局、まちづくり局、会計室、交通局、病院局及び消防局に属する事務並びに議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び人事委員会に関する事務
白鳥副市長	市民文化局、経済労働局、環境局、建設緑政局、港湾局、臨海部国際戦略本部、区役所、上下水道局及び市民オンブズマン事務局に属する事務並びに農業委員会及び固定資産評価審査委員会に関する事務

第２条第２項中「３副市長」を「２副市長」に改め、同条第３項を削る。

第３条第１項中「及び第３項」を削り、「３副市長」を「２副市長」に改める。

（川崎市長の職務代理に関する規則の一部改正）

第２条　川崎市長の職務代理に関する規則（平成１５年川崎市規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第１条中

「第２順位　副市長　白鳥滋之

第３順位　副市長　八尾光洋　」

を

「第２順位　副市長　白鳥滋之　」

に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。